

久留米市緑の基本計画検討委員会 設置事務要綱

(設置事務要綱の目的)

第1条 この設置事務要綱は、久留米市緑の基本計画検討委員会を設置し、今後の委員会活動を円滑に運営するための諸事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

(報酬)

第3条 会議に出席した委員に対し、謝金を支払う。

2 委員の謝金は、日額5,300円とする。

(費用弁償)

第4条 会議に出席した委員に対し、久留米市職員等旅費支給条例及び施行規則に基づき費用弁償を行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市建設部公園緑化推進課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営事務に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この設置事務要綱は、令和8年2月25日から施行する。